

【第8号議案】定款変更 ~~一案~~

1 定款第2条を次のとおり変更すること。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜市に置く。

*現在の定款

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県多治見市に置く。

変更理由

主たる事務所が変更したことによる

2 定款第26条の5を次のとおり変更すること。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

(1~4) 略

5 理事又は監事の再任は妨げない。

*現在の定款

5 理事又は監事の再任は妨げない。ただし、会長は、連続して3期以上重任することはできない。

変更理由

重任が2期(4年)まででは、会長になる理事がない場合があるため。